



第13回 特別指導の名のもとで許されることは何か。 ～都立高校特別指導事件～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会事務局長 小笠原 理穂 (63期)

1 はじめに

2015年1月、都立高校（以下「本件高校」という）の元生徒が特別指導を受けた際に、当該特別指導が元生徒の人権を不当に制約する可能性がある運用を行っているとして、元生徒の代理人弁護士が本件高校の特別指導の撤廃などを求めて人権救済を申し立てた。

当会はこの人権救済の申し立てを受け、子どもの人権救済センターによる調査を行った。

2 特別指導の法的性質

そもその前提として、特別指導を定めた法令上の明文規定はない。

本件高校の特別指導（以下「本件特別指導」という）は、別室において日記や反省文を作成し、生活指導教員から個別の指導を受けたり教科課題（プリント）を行う等の「謹慎中の課題」を行い、通常授業は欠時扱いとされていた。また、外出禁止、アルバイト禁止、連絡往来禁止を定めた「特別指導中の注意」を遵守することが求められていた。そして、本件特別指導はその運用実態として、これを拒否することはできず、拒否することは事実上退学を意味するとの認識が生徒側にあった（高校側も「特別指導に入るか退学するかいずれかである」との認識であった）。

かかる観点からすると、本件特別指導は、法令上明記された懲戒である停学および訓告（学校教育法11条、同法施行規則13条）とは異なるものの、実質的には強制性を有しており、停学に準じた懲戒処分としての性格を有し、かつ生徒の意向に反してでも行うという点において、事実上の強制処分であるといえることができる。

3 本件高校の特別指導の評価

本件高校では、特別指導を行う際に、必ずしも特別指導の内容を明確に定めてこれを生徒及び保護者に示しておらず、特別指導を行うにあたって、原則として個々の生徒の状況等を考慮することなく、基準が不明確なまま内規その他の規則を形式的、機械的に適用し、一律に特別指導の実施やその方法、内容等を決定していた。

このような特別指導は、憲法13条および憲法31条の趣旨ならびに子どもの権利条約12条2項の適正手続保障に抵触し、また、個々の生徒ごとに、特別指導の必要性やその内容を検討していないという点で、教育的配慮に欠けているという問題があった。

調査の結果、2018年11月、当会は本件高校に対し、特別指導の実施にあたって適切な運用をするよう求める申し入れを行った（東弁30年度人第337号）。

4 特別指導の名のもとで許されることは何か

適切な特別指導として許されるためには、(1) 予め特別指導の内容（上限日数や指導内容等）を明確に定め、これを生徒及び保護者に示す、(2) 特別指導に認定した事実およびそれに対する特別指導の内容を説明し、保護者及び生徒の意見、弁解を聴く、(3) 特別指導の実施決定にあたり、その特別指導が当該生徒の心身の発達に応じたものであるかを検討する等の教育上必要な配慮をすべきであり、内規等を形式的・機械的に適用するといった運用をしない、(4) やむなく特別指導を実施する場合であっても、内規等の範囲内で、個々の生徒の状況等に応じた教育上必要な配慮をし、機械的・形式的・一律にその内容等を決定することをしない、といった運用が求められる。

今後も学校教育の現場で適切な特別指導が行われているか、注視していきたい。